

汎ヨーロッパ的文脈よりみたクヌーズ聖王の教会政策

——ローマとの関係を中心に——

成川 岳大

はじめに

1. 「聖職者身分」の一体性
2. 王権理念と教会政策
3. ローマとのかかわり
おわりに

はじめに

「北海帝国」に象徴される北海世界の政治的一体性が、同「帝国」の解体とそれに続くノルマン＝コンクエストにより弱体化へと向かった11世紀後半にデンマークを統治したのは、クヌーズ大王の甥スヴェン・エストリズセンとその血を享けた子孫たちであった。ヴァイキング時代と来るべきキリスト教中世の狭間に生きたスヴェンと彼の治世を、デンマークの中世史家Christensenはローマ神話の双頭神たるヤヌスに喩えている¹。

スヴェンの息子クヌーズ（治世 1080-1086）もまた、ヤヌスと形容されるに相応しい人物の1人と言える。彼の治世期に計画されていたイングランド遠征の挫折がヴァイキング時代の終焉を象徴する事件として理解される一方で、1085年に発給されたルンド教会宛の寄進状は、ルーン碑文を除けば北欧最古の文書史料として、キリスト教化という文脈からデンマーク社会を把握する根拠の一つとなっている²。加えて、暴徒に殺害された後列聖された彼の生涯を題材とする聖人伝集成「オーデンセ史料群 Odenselitteratur」は、ただ王の信仰心を強調するだけではなく、彼によるキリスト教的諸政策の実践をも描出している³。

デンマーク中世史はカトリックの影響をもって定義され、そしてスヴェンとクヌーズをはじめとするその子孫たちの治世は、西欧的価値規範がデンマークに浸透する「ヨーロッパ化」の文脈で語られてきた⁴。しかし、比較史的手法自体が問題とされることはあるとも⁵、デンマークと対比されて語られた「カトリック」および「ヨーロッパ」の定義を巡っては、学界において伝統的に十分な注意が払われてきたとは言えない。

一方で、ヨーロッパ中世史全体の枠組みで見るならば、上記2つの概念の成立に深く関わりを持つものとして、クヌーズ治世の同時代にヨーロッパで進歩中であった教会改革の潮流が議論の対象となっている⁶。アレクサンデル2世、そしてグレゴリウス7世といった改革の担い手たる諸教皇がデンマーク王に宛て執筆した書簡は、彼らが、デンマークをもはや自らの政治世界の埒外と見なしていなかつことの現れと考えられよう。

しかし近年に至るまではほぼ全ての先行研究は、クヌーズの教会政策を同時代ヨーロッパにおける教会改革の流れと切り離して理解してきた。デンマーク中世教会史の泰斗Kochは、クヌーズを保守的なヴァイキング王と断じ、一国史的枠組みを越えたものをそ

の治世に見出そうとする試みを拒絶した⁷。教皇と北欧諸国関係史の分野で今なお基本書である Seegrün の研究も、寄進状から確認しうる国王による教会の保護およびデンマークと教皇庁との関係こそ否定しないものの、教会改革運動がクヌーズによる政策へ反映したということに関しては史料の沈黙ゆえに懷疑的である⁸。その後 Hoffmann は、クヌーズ治世期の政治・外交・法行政等を多角的に検討し、汎ヨーロッパ的視点から評価を試みたが、教会政策に関しては Koch と Seegrün 以上の掘り下げがなされているとは言えない⁹。70 年代末までの成果を総括した通史を著した Christensen も、デンマーク外部との関係を直接証言する一次史料の不在を重視して、クヌーズの教会政策を、外部勢力の干渉を望まぬ独立志向と結論した¹⁰。邦語で唯一関連する論題を扱った牧野の論文も、クヌーズ治世の評価に関してはこの見解に従っている¹¹。

直接証言史料の欠落という問題に加えて、厳格な史料批判を北欧中世史学会に導入した Weibull 兄弟の研究が、上記研究者の解釈の方向性を根底で束縛し続けてきた点も否定することはできない。特に兄 Lauritz による 12 世紀のネクロロギウム 2 冊の比較分析は、クヌーズを、教会改革に熱心であった当時の大司教エスキルにとって好ましからざる人物とする結論を引き出した。それ以降の研究では、クヌーズはエスキルに体現される教会改革理念と対立する王権強化を推進する人物として理解され、王の政策と教会改革との関連は等閑視されることとなつたのである¹²。

以上のような研究潮流に対し楔を打ち込んだのは、82 年に発表された Breengaard の著作である。彼は Weibull 兄弟の確立した上記テーゼを批判の対象とし、11 世紀から 12 世紀にかけてのデンマーク社会を、中央集権化を目指す王権と社会的基盤確立を目指す教会が協調関係を築き上げた社会であり、それ以前の「古デンマーク社会」とは隔絶した存在として位置づけた。本書においてクヌーズは、生前においては教会を保護し、死後においては聖俗両権に損害を与えるフェーデを抑止する聖人として利用され続けたことから、著者の見解を最も良く体現した人物の一人と評価されている¹³。Breengaard による研究の意義は、従来の研究が前提としていた聖権 *sacerdotium* と俗権 *regnum* の相剋という二項対立構造から 11・12 世紀デンマーク像を解放し、聖権の定義そのものに深刻な疑義を呈した点にある。そして、半世紀以上の間等閑視されていた「オーデンセ史料群」の史料的価値を再評価した点も注目に値しよう。

一方で、彼も前提としたもう 1 つの二項対立図式、すなわちキリスト教社会と「古デンマーク社会」の対比という理解も、近年また論議の対象となっている。比較史的方法に拠る Gelting は、アприオリに「古デンマーク社会」の特異性を想定することはヨーロッパ的な視野を欠いており、孤立主義的であると批判している¹⁴。

本稿では、Breengaard の前提としたキリスト教社会と「古デンマーク社会」という二項対立図式の問題点を抽出、修正を行った上で、修正後の対立図式を軸に、クヌーズ治世における教会政策と、その背景としてのローマとの関係を探っていくこととした。

1. 「聖職者身分」の一体性

(1) 「伝統社会」とキリスト教

Breengaard が自説の拠り所とするのは、グレゴリウス 7 世の書簡中に見られる聖職者

および女性迫害の情報とクヌーズの生涯を取り扱った聖人伝中の記述の一一致であるが、他の叙述史料はむしろ、キリスト教化の相当水準の進捗を示唆している。ブレーメンのアダムに拠れば、1060 年代のデンマークには、スコーネ（現スウェーデン領）に 300、シェラン島に 150、フュン島に 100 の教会が存在していた¹⁵。この数値は宗教改革期における教区教会数の半数に相当するものである¹⁶。どのようにすればこの相異なった諸史料の記述に整合的な解釈を与えることができるだろうか。

最初にグレゴリウスの書簡内容を検討したい。聖職者迫害についての言及は 1077 年と 80 年になされているが、書簡の大半は王権理念に割かれ、迫害自体は僅かな紙幅しか占めていない。内容に関してだが、1077 年の記述における迫害は、「敵意ある人間と悪魔の輩により *inquis hominibus et diaboli membris*」、「他の地域同様 *sicut in multis aliis terrarum partibus*」なされるものであり、敵対者に関する具体性およびデンマークという地理的限定双方を欠いていることから、デンマークの実状を伝える史料としての価値を認めることはできない¹⁷。一方、1080 年の記述は天候不順と魔術に関する迫害の記事であり、保護要請の対象として聖職者、司祭、女性が言及されている¹⁸。この場合しばしば見落とされているのは、迫害の実行者はキリスト教徒であって異教徒ではない点である。また、天候操作をはじめ、列挙された事柄は先行する時代に同内容の表現が既出しており、ハーラル宛の書簡が初出ではない¹⁹。そのように検討するならば、2 通の書簡の記述は、現実に起こっている状態の表現とするより、むしろ後述するように、発生が予想される逸脱に対するグレゴリウス側の憂慮の反映として理解されるべきであろう。少なくとも異教的残存を主張する一部の研究者の見解は、史料上十分な裏付けを欠いている²⁰。

逸脱の背景として想定されるのは、司教の統制力不足に代表される教会組織の未整備である。1070 年代においても宣教司教による巡回が続いているスウェーデンとノルウェーに対し²¹、すでにクヌーズの父王スヴェンによって司教座の組織化・再編がなされていたデンマークは、表面的には北欧内で一步先んじているかに見える²²。しかし、デンマークにおいても、クヌーズの治世に至るまで小教区組織の形成要因である 10 分の 1 税の徴収努力は行われていない。そして司教座聖堂付属参事会や修道院を創設する動きがデンマーク全体で本格化するのは 12 世紀を待たねばならない²³。これらの事実は、11 世紀の段階で、農村部の教会と司祭を教会ヒエラルキーへ組み込むための環境が未発達であったことを示している。北欧の聖職者の倫理問題に関するアダムの辛辣な言がまずもってデンマークを対象としたものであることも考え合わせれば²⁴、司教の監督権と組織体としての教会の不在という点で、デンマークも北欧の他地域とさして変わることろがなかったというのが実情であろう。

非王領の農村部に点在した教会は、その多くが王以外の世俗有力者により彼らの私有教会として建立されたと考えられる。北欧の他地域を見る限り、建立者たる有力者は司祭の叙任等様々な面において影響力を行使している²⁵。司祭の多くは元来彼らの家人たる非自由民であり、主人とその家族に対する聖務執行が彼らの存在理由であった。

こうした私有教会の建立への有力者の関与を見る限り、「伝統社会」規範とキリスト教教義自体が根本的に相容れないとする二項対立図式の誤りは明白である。改宗以前の段階において異教儀礼の指導的役割を果たしていたために、有力者はキリスト教化の初期においてその有力な支持者となり得た²⁶。仮に対立図式が存在したとすれば、異教とキ

リスト教の間にではなく、キリスト教の導入以来、デンマーク国内において歴史的に形成された教会と諸社会集団の関係に求められると考えられる。

(2) 王権と司教

本節では教会の組織化を行う司教と、彼らを導入したと思われる王権の関係を分析対象とする。その際想定される時間的枠組みは、クヌーズ大王とその2人の息子の死によって「北海帝国」が完全に解体した1042年以降からクヌーズ聖王の治世に至る約40年間である²⁷。

デンマーク地域における「司教列伝」*Series Episcoporum* の編纂を担当したKlugerは、ハングルク＝ブレーメン大司教による叙階を重視するアダムの記述を根拠として、司教人事に際して王の影響力が限定されていた可能性を主張している²⁸。しかし、アダムによる件の箇所は最初期の写本において欠落が指摘されており²⁹、司教座の権限を擁護する同史料の性格を考慮に入れるなら³⁰、記述の鵜呑みは危険である。そこでアダム以外の史料も利用し、王権と深いつながりのあるルンド及びロスキレ両司教座を検討したい³¹。司教の個人データを纏めた以下の表より、2点を指摘することができよう。

〔表〕 1040年代初頭以降、クヌーズ聖王の治世までの
ルンド、ロスキレ両司教座の司教

名前／司教座	出身地	出自／王権の関与	大司教の関与	アダムの評価
ヘンリクス[L] ³²	イングランド	元王の宝物管理役	×	否定的
エギノ[L] ³³	不明	ダルビューの宣教司教	叙階	肯定的
リックヴァル[L] ³⁴	ドイツ	元パーダーボルン参事会員／叙階に王の関与	×	—
ウィレルムス[R] ³⁵	イングランド	元王の書記・司祭	叙階	—
スヴェン[R] ³⁶	ノルウェー	元王のカペラーヌス	×	否定的

略記：ルンド=L ロスキレ=R

第一点は、外国人、しかも、教会法上本来の上位権力であるハングルク＝ブレーメン大司教座と過度のかかわりを持たない人間の優先的登用である。改宗後間もない北欧において、外国人が聖職者中高い割合を占めていたことは先行研究でも指摘されているが、他司教座でアダムの記述から確認されるような、同大司教座直属の参事会出身司教の姿を両司教座で認めることはできない。表からも明らかのように、アダムが辛辣な語調で語った司教の否定的評価は、ハングルク＝ブレーメン大司教による叙階の有無と直結している。その種の記述は実際の司教の人となりを直接反映したものというよりは、大司教への従順さとの関係で捉えられるべきであろう。第二点は、カペラーヌス等の形態で王と個人的に結びつきを持つ司教の台頭である³⁷。しかも、それに該当するヘンリクス、ウィレルムス、そしてスヴェンの3人全てが同時に一点目の特徴を備えている点は注目に値する。

以上の検討から、初期中世の他地域と同様に、王が両司教座に関して自らと司教の密接な関係を志向していたことが明らかとなる³⁸。また、叙階以前に所属していた家門ま

たは派閥の持つ影響力が近年強調されているが³⁹、デンマーク内に人脈を持たない外国出身者はそうした関係に左右される可能性も低い。在地有力者とのつながりを持たない外国人の登用により、デンマーク王権は介在者を排除した司教との独占的関係を築き、信頼できる王の代理人を獲得することを可能としたのである⁴⁰。

キリスト教イデオロギーの政治利用という側面は措くとしても、統治制度面において未成熟な状態であった当時のデンマークにおいて、司教が王権にとって得難い存在であったことを疑う余地はない。寄進状より確認される証人および助言者としての働き以前に、そもそも文書作成能力を備えた聖職者の側近抜きにはクヌーズの寄進状発給自体ままならなかつたであろう。また、王の巡回に際しては司教領が重要拠点の一つとして機能していたことが推定される。クヌーズが反乱の報を受けたのも、「いとも高貴なる司教ヘンリクスと共に、その司教の村落に」滞在していた時であった⁴¹。

しかし、司教の貢献は王権にとって、軍事というより重要な問題にまで及んでいた。ノルマン＝コンクエスト後、王位請求権を主張するスヴェン・エストリズセンが艦隊をイングランドへと派遣した時、最低1人の司教が従軍していたという事実を、複数の現地史料が伝えている⁴²。王家成員内の争いが原因となった1134年のフォゼヴィクの戦いにおいては、王とその息子に従った5人の司教が戦死、さらに残る1人も負傷が原因でほどなく世を去った⁴³。さらに時代が下るが、ヴェンド十字軍等多くの機会においてロスキレ司教アブサロンは活躍していた。そのような事例を考慮するならば、11・12世紀デンマークにおいて司教が国王軍指揮官として際立った存在であったことは疑い得ない。加えて、その出自からも司教の軍事参加を推察できる。サクソに拠れば、前述したロスキレ司教「ノルウェー出身の *Noruegicae regionis*」スヴェンは、同名の王の信任篤い家人であったという。また、大司教の命令に従わず、教皇までが仲裁に乗り出したフュン島司教エイルベルトゥスは、元「海賊」*pirata*として悪名高い⁴⁴。

当時いかなる軍制を施行していたか明言することはできないが⁴⁵、王の軍事リソースが極めて不安定な状態であったことは間違いない。王の軍事行動は、王権に依存しない勢力基盤を持つ有力者の参加如何に左右された。そして王は持ち前の軍事力だけでは有力者間のフェーデを制肘することもできなかつた。対ヴェンド人遠征における勝利の立役者であった有力者スキャルム・ヴィーゼは、シェラン島全域の軍勢の動員能力を、1060年代より半世紀の長きにわたり、王の意向と関わりなく保ち続けていた⁴⁶。

以上の検討より明らかとなつたように、11・12世紀デンマークの「聖職者」は、出自および社会的背景において一体性を欠いている。高位聖職者は王権と、下位の司祭は教会を保有する有力者と別個に人的紐帯を構築していた。それゆえ、統一的な社会集団として「聖職者」を想定することに意味を認めることは困難である。そうではなく、各人が関係を持つ人物の行動に従って、本人も行動を決定していたと考えるべきであろう。

その文脈で注目すべきは、王が有力司教座の司教との間に独占的に構築していた人的関係である。こうした司教たちは、統治機構上弱点を抱えた王にとって、統治行為のあらゆる分野において活躍の期待される得難い協力者であった。そして、彼らの生活基盤と諸活動の自由を保障することは、王権にとって自らの勢力基盤確保と直結する政治的意図をそこに読み込むことが可能である。

2. 王権理念と教会政策

(1) 「地の最果てにありし者 *in ultimis terrarum finibus positus*」

教皇グレゴリウス7世は、クヌーズの登位直前である1070年代後半に彼の兄ハーラルに宛てて計3通の書簡を執筆している。教皇は全教会の長として、キリスト教世界の支配者の一人であるハーラルと接触し、彼にキリスト教的君主としての理想像を示そうとした⁴⁷。王は聖職者に対置される単なる俗人ではなかった。教皇の視点に立つならば、王国のキリスト教徒の利益に叶うべく、すなわち教会改革の進展と聖職者の利益のためにできうる限り良好な関係を構築して利用すべき、「神より王国の栄光を託されたる者」であった⁴⁸。しかし、グレゴリウスがデンマーク王に提示したものは、初期中世より継承された範型を目的に応じて解釈した理想像の押し付けという訳ではなかった。彼はキリスト教世界の周縁に位置するデンマークの王に、その環境の特殊性を踏まえた王権像を示していたと考えられる⁴⁹。

グレゴリウスはローマを頂点とする教会ヒエラルキーのうちに、周縁地域の教会を組み込もうとしていた。その目的を達成するため、北欧3カ国全てに対し、聖職者、もしくは若者をローマに送り出すよう要請がなされている⁵⁰。これは、単に教皇庁と王国の交流を促進するという目的に留まらず、ローマよりの直接的な典礼の導入などを通じ⁵¹、キリスト教に新規参入した同地で発生が予想される逸脱を押さえ込もうとする意図の表れとして解釈できる。

加えて教皇は、「最果ての地」たるデンマークの地は、常に隣接する異教徒の脅威に曝されていると考えていた。彼は、ノルウェー王にデンマーク国内の争いの仲裁を依頼した書簡中において、キリスト教徒と教会の破壊に繋がる争いを隣人たる異教徒が待望し、その結果として国土が荒廃することを危惧している⁵²。彼の言によれば、彼らは王の暴政・失政に乗じて王国を征服しようとする残忍な隣人であった⁵³。

しかし、グレゴリウスの危惧する内容を当時のデンマークについて認めることは難しい。1070年代について言うならば、ノルウェーは無論、スウェーデンにおいても、対外的に攻勢に転ずるほど強力な異教の抵抗が存在したとは考えにくい⁵⁴。北欧の外に目を転じても、サクソにより語られた「キリスト教徒」デーン人対「異教徒」ヴェンド人という二項対立図式の虚構性は、近年多くの研究者により指摘されている⁵⁵。その見解に従うなら、迫害同様、異教徒に関する記述も、現実の状況の反映よりは、むしろ教皇の王権観において、キリスト教世界の周縁に住まうデンマーク王に対策が求められて然るべき事柄に属するものであるように思われる。

以上の考察から、教皇は、ヒエラルキー的教会秩序構成に向けた協力者、その前提たる聖職者と教会の保護者としての役割を、特に北欧の諸王に対して強調していた、と述べることができよう。教会関連事項に関して彼らに託された内容は、同時代、旧来よりキリスト教の影響下にあった地域の王たちと比べ⁵⁶、非常に詳細かつ多岐にわたっていた。教会と聖職者に留まらず、女性など社会的弱者の保護から10分の1税徵収の責までもがその内容として含まれている⁵⁷。そして、その機能の遂行のため、王はキリスト教徒に対して公正な統治を行うのみならず、教会に害を及ぼす可能性の存する攻撃に対し、毅然とした処置を行うことまでもが積極的に要請されていた⁵⁸。

但し、書簡内容を現実に貫徹させる強制力の存在は⁵⁹、同時代の他の王と教皇庁が構

築していた関係を考えるなら疑問符を付さざるを得ない。複数の書簡で同様の要求が繰り返されているということは、それがグレゴリウスにとってきわめて重要な案件であることを示すと同時に、1度の言及で改善させるに足る強制力の不在をも示唆するものである。また、そのための手段としての破門の有効性は、先行研究において過大評価されてきたきらいがある。政治的対立の帰結として破門を宣告されたハインリヒ4世とカペー朝のフィリップ1世の事例にとかく目が行きがちだが、それ以外で唯一破門の可能性があったカスティリヤのアルフォンソ6世も、結局破門が宣告されることにはなかった。むしろ前者2名の方を例外と見なすべきであろう⁶⁰。周辺との関係から見ても、ドイツ情勢をコントロールするための駒としての利用価値のあるデンマーク王に対し、破門を宣告するのは非合理的である。

教皇庁、すなわちグレゴリウスはキリスト教的支配者理念、特に教会政策に関し広汎な権限を持った王権像をデンマーク王に対して提示していた。しかし書簡の内容は先行研究で想定されてきたような強制力を有するものではなく、実際の施策如何は王側の裁量に任される事となった。

(2) 「古く尊き自由の侵害者 *pristine libertatis ereptor*」

『受難』の著者は、キリスト教的王権観における「正しき王 *rex justus*」としてのクヌーズ像を読者に提示している。具体的な内容としては、教会・聖職者の保護、10分の1税、加えて教会法制定に対する努力、外国人・貧者・寡婦といった社会的弱者に対する保護等が挙げられる⁶¹。この点において、教皇書簡で要求されていた教会の保護者としての王権像と、クヌーズの政策とのペクトル的符合を見て取ることができる。というのも、教会・聖職者の保護は言うに及ばず、女性に代表される社会的弱者の保護、10分の1税に関しても教皇書簡中で言及されていることであり、教会の保護者たる王に期待されている事項であった。しかし、記述自体はクヌーズの生前の政策を何らかの形で反映していると考えられるとはいえる⁶²、彼の意図・背景はより幅広い政治・社会的文脈の中で探らねばならない。

しかし、そのような統治によっては僅かな進展しか見ることはなかった。(中略) 王は神への熱情に駆り立てられ、自らの特権と力により有力者 *maiores* の力を弱め、彼らからその権利に関する他のものを奪おうともした⁶³

上記の『受難』における記述より、クヌーズによる政策の強権的性格と、対立項としての世俗有力者の存在を認めることができる⁶⁴。クヌーズが彼らに強制した内訳は、神への従順と外国人に対するキリスト者としての平等な待遇の2点であった⁶⁵。前章で分析した司教の出自と彼らの王国内における役割を考慮に入れるならば、これが王の側近としての外国人⁶⁶、とりわけ司教を筆頭とする聖職者の地位強化に直結するものであったことは明白となる。また、王主導での10分の1税導入は司教による収穫物の要求・干渉の強化を意味し、私有教会で聖職者を抱える有力者にとっては、反発するに足る十分な理由があった。

王と世俗有力者の間に生じていた軋轢を垣間見させてくれるのは、叙述史料だけでは

ない。1085 年の寄進状で寄進の対象となっている土地は、その多くを王領からの寄進が占めていたと考えられるが、「某が平和のために購った *persoluebat pro pace sua*」や「王が没収した *solutebat rex*」という表現は王権の強制的な接収を推測させる⁶⁷。ルンドの教会が建立された土地そのものも、エイプ・ソルビヨルンセンなる人物が「平和のために購った」土地の中から、クヌーズがルンド司教座に対して改めて寄進した土地であった。

平和を喪失する者あらば、彼は王より平和を購うべし。その財産は、首席司祭と兄弟たちが得るべし⁶⁸

この規定は「平和の買戻し *fredkøb*」制度の原型と考えられている。同制度は、裁判権を有した集会（シング）で決議される死罪相当の追放刑「平和喪失 *fredløshed*」に対する王の干渉であり、終わりのないフェーデを刑罰に代替した。そこには平和の保証人たらんとする王・教会の意志が反映されている⁶⁹。王は、領域内における強制力の保持者としてのみならず、フェーデの抑制というキリスト教的規範の執行者としての役割を担うことになった。そしてそれは、同時代のヨーロッパで展開されていた「神の平和運動」とも軌を一にしていたと言える。

「神の平和運動」理念の源泉は、従来クヌーズの妻アデラの出身地であるフランドルに求められてきた。しかし、デンマークとフランドル両地域における運動の理念と展開の間に共通項を認めることはできない。つまり、フランドルで運動理念形成の中心的役割を果たした修道士の社会的影響力がデンマークにおいて極めて限定されている一方で、デンマークでその運動の担い手となったのは王自身であるにもかかわらず、フランドル公ローベールは死の直前まで運動に関心を示していないのである⁷⁰。理念の源泉としてフランドルの代わりに想定されるのは、平和理念の喧伝者としてのローマ教皇である。グレゴリウス以降の歴代教皇は、中南仏で自らの普遍的な権威主張の一環として、「平和」を積極的に推し進めていた⁷¹。そして、彼らは教皇の代理人としてキリスト教周縁部を統べるデンマーク王に対しても、自ら同様に平和の執行者たることを期待していた⁷²。

没収した土地の教会への寄進と、「平和を買戻す」際に聖職者を優遇する規定は、統治行為に必要不可欠な聖職者の支持を確固たるものにした。そしてそれは同制度のキリスト教的理念を強調することで、王権が人的繋がりの深い教会に対し強権的に土地を集中させる政策に然るべき後ろ盾を付与するものであったと思われる⁷³。以上の史料分析から判断するならば、クヌーズの政策は、キリスト教王権理念を前面に出しつつも、実際には王の政治的影響力強化を志向する性質のものであったと言える。その背景には、グレゴリウスがデンマーク王に対して提示した、教会政策に関して広汎な権限を持つキリスト教的王権像を認めることができる。

3. ローマとのかかわり

(1) 北ドイツ情勢を介して

Skyum-Nielsen の指摘以降、クヌーズが北ドイツ、特にザクセン情勢に関心を示していたことは研究者の間で了解されている⁷⁴。11 世紀前半以降、ビッルング家を代表格とす

るザクセン貴族は、ドイツ王権とその北方政策における代理人ハンブルク＝ブレーメン大司教座と対立関係にあった⁷⁵。そしてデンマークもまた、無視できない軍事力を持つ存在として、両勢力の合從連衡に組み込まれることになった⁷⁶。

11世紀前半にデンマーク王を兼ねたノルウェー王マグヌスは、婚姻関係をとり結ぶことによりビッルング家との同盟を結んだ⁷⁷。しかし、後デンマーク王に登位することになるスヴェン・エストリズセンは、マグヌス王およびその後継者であり叔父でもあるハーラルとデンマーク支配権を争い、概ねハンブルク＝ブレーメン大司教寄りの立場を維持していた。アダムは、スヴェンと大司教およびザリアー朝王権との間で取り持たれたビッルング家対策の会談を2度記録している⁷⁸。しかし、1070年代半ば以降教皇庁の思惑が絡むことで北ドイツ情勢の複雑化が進展する中、スヴェンの息子達が、教会政治上の利害をめぐって対立する大司教およびドイツ王ハインリヒとの関係維持に努めた形跡を認めることはできない。

マクデブルク大司教ハルトヴィヒの経歴に注目したい。彼は教皇と対立国王ルドルフの合議の結果1079年に叙階された人物であり、少なくとも1088年まではグレゴリウス派の最右翼であったと見なして良い⁷⁹。Seegrünは1082年のアイスランド、スカルホルト司教ギツルの叙階に関するサガの記事を根拠として、ハルトヴィヒが通常の職権に加えて北欧の管轄権をグレゴリウスより託されていたと推定している⁸⁰。1085年、北ドイツ情勢がハインリヒ有利に展開する中で、このハルトヴィヒが対立国王と共に亡命先として選んだのがデンマークであった。その頃イングランドへの遠征を計画していたクヌーズは南境のスリースヴィに留まり、遠征の計画自体が中止となっている⁸¹。スヴェンの息子達の統治期に確認されるこのようなハルトヴィヒをめぐる諸事実は、彼らとドイツ国王の距離を示唆している。

このデンマークの陣営換えの背景として何を想定することができるだろうか。前述したように確かに1040年代にはノルウェーとビッルング家間の関係は緊密であった。本来であればデンマークを牽制するその関係は、ノルウェー王オーラヴとスヴェンの娘イングリズ、スヴェンの息子オーロフとオーラヴの妹インギベルズの間で結ばれた二重婚姻の結果、デンマークにとってはほぼ意味のないものとなっていた⁸²。しかし、スヴェンは生涯皇帝寄りの態度を貫いており、婚姻によりデンマークとビッルング家の関係までもが好転したとは考えにくい。そして両家の対立の根深さは複数の史料が匂わせている⁸³。一方、ザクセンの反皇帝勢力も一枚岩というには程遠く、強硬な反ハインリヒ派はハルトヴィヒに代表される一握りのグレゴリウス派司教に限定されていた⁸⁴。

上記の事情を考慮するならば、ザクセン地域における反皇帝勢力との関係に関し、世俗有力者の同盟関係のみに原因を還元する一部の研究者の主張は受け入れ難い⁸⁵。そうではなく、教皇庁とハンブルク＝ブレーメン大司教との対立が絡んだ教会政治こそが重要視されるべきであろう。その在任直後より、ハンブルク＝ブレーメン大司教リーマルは教会のあり方をめぐりグレゴリウスと対立を深めていた⁸⁶。1080年のハインリヒの破門により、ハインリヒに忠実なリーマルとグレゴリウスの断絶が決定的となった時点で⁸⁷、クヌーズは自身にとってより有益な教皇庁との関係を優先させたのだと思われる。

(2) 直接的関係

11世紀から12世紀初頭の歴史的事実に関して最もバイアスの少ない史料とされる『ロスキレ年代記』に従うならば、クヌーズの死は、「ネーフゲルド *Nefgiald* と呼びならわされた税を徵収しようと、新たな、耳慣れぬ法を課した」ためということになる⁸⁸。本節ではこの税に関する新解釈を行い、彼とローマ教皇庁の直接的関係の可能性を示すこととしたい。

年代記の記述からうかがえるのは、この新税はネーフゲルドと呼ばれ、新規に課せられた税であるという事実のみである。この税をめぐる先行研究には、海軍役と訳されるレディングの不履行もしくは10分の1税に関連付けるという二つの流れがある。13世紀に編纂された『ヤングリンガ・サガ』中に記される、同税をオージン神が土地の防衛、供儀の代償に民に課したとする記述がその根拠とされてきた⁸⁹。

しかし、近年12世紀末に至るまで「王の世襲地」とされるオーダルとしての王国概念の存在を疑問視する見解も提出されており、その解釈に従うならばオーダルと関係の深いレディングのクヌーズ期における存在も留保しなければならない⁹⁰。

加えて、「もし *expeditio* を怠る者がいたならば、王に購いをなすべし。 *Si expeditionem neglexerit, erga regem emendet*」とする寄進状中の規定を、広範囲の民への要求と見なすLundの見解も、2つの点からかんがみて、新たに現実に要求がなされたと考える根拠は薄弱である⁹¹。第一に、証書に記された情報より、地域毎に統治形態が異なっていたことが推測されている⁹²。統治形態が異なっている状況下で、全国一律に新たな要求がなされるとは考えにくい。第二に、仮にクヌーズが規定の要求を行ったとしても、証書の記述は要求の存在の時間的下限 *terminus ante quem* を示すものでしかなく、規定の条文も詳細を欠いている。それに関しては、規定自体が現実的に意味を持たない、もしくは日常化して詳細を記す必要がなかった、という2つの解釈の可能性があるが、どちらにせよクヌーズ治世に新たに課せられたというネーフゲルドの記述には合致しない。

一方で10分の1税への同定は、オージン神殿への献納とキリスト教の10分の1税の機能上の類似をその主たる根拠とする。しかし、異教時代執り行われた儀礼はキリスト教的習俗をただ過去へ投影したにすぎない可能性が指摘されており、独立した神殿の存在すらも研究者の間で意見は一致が見られている訳ではない⁹³。

また、クヌーズの生涯を扱った「オーデンセ史料群」のいずれの著作においても、10分の1税課税の試みと反乱を直接関係付けているものはない。課税に言及した『受難』も、「主とキリストに反する *contra dominum et christum*」彼への陰謀、反乱の原因を、前述した王と世俗有力者間の諸政策を巡る軋轢全体に求めており、名指しで10分の1税を問題とはしていない⁹⁴。エイルノースにおいては、そもそも10分の1税に関する言及 자체を欠いている⁹⁵。バイアスの傾向から考えても、同聖人伝集成が10分の1税と反乱との因果関係を隠蔽するとは考えにくい。とすれば、10分の1税は反乱の主原因たるネーフゲルドと等号で結ばれるものではない、と考えるのが妥当であろう。

以上の考察から見て、『ロスキレ年代記』に記述されたネーフゲルドは、レディングの不履行や10分の1税導入の試みとは無関係の事象である可能性が高い。とすれば、クヌーズは何の目的でこの課税を行おうとしたのだろうか。

1104年、教皇パスクアリス2世はデンマークの司教達に対し、先年来未納の聖ペテロ献

金 Peter's pence を納めるよう書簡で要求している。同書簡と同内容の要求は 12 世紀末に作成された教皇庁の徵税台帳である *liber censuum* に記載されており、この時点で徵収がなされていたことはほぼ疑いの余地はない⁹⁶。しかし、導入の時期及び未納期間等の数値は研究者の間で意見の一貫を見ていません。

教皇アレクサンデル 2 世は、クヌーズの父王スヴェン・エストリズセンに同献金納入の要請を行っている。しかし、1075 年に書かれたグレゴリウスの書簡から判断する限り、スヴェンの生前に納入が行われたとは考えにくい⁹⁷。それゆえ、献金納入の上限を 1075 年と規定することが可能となる。

一方、教皇と当時のデンマーク王エーリクとの間でクヌーズの列聖とルンドの大司教座昇格問題に関する交渉が持たれるまで、デンマークはドイツ王ハインリヒ 4 世が擁立した対立教皇クレメンス 3 世の権威を認めるという外交スタンスを取っていたと考えられている。そして、大司教アッサーに宛てられたアンセルムスの書簡の内容に見られるように、ドイツの影響はルンドが大司教座に昇格した 1103/4 年の時点においても残っていた⁹⁸。しかし、パスカリスの要求中の「先任者」は、実際にはアレクサンデル、グレゴリウス、そしてウルバヌス 2 世といったグレゴリウス派諸教皇と考えるのが妥当であろう。徵収は、クレメンスの影響下にあった時期よりも、デンマークがグレゴリウス派教皇と近しかった時期にはじまったとする方が合理的である⁹⁹。

以上の条件から、デンマークにおける聖ペテロ献金納入の開始は 1075 年から 1104 年の間、つまりグレゴリウス派寄りの態度を同王国が示していた時期に求められることになる。さて、クヌーズ治世におけるネーフゲルドの徵収を聖ペテロ献金として解釈する際、どこまで上記の内容を満たしていると言えるだろうか。

聖ペテロ献金は人頭税であるという点において、レディング不履行への罰金および 10 分の 1 税両説よりもネーフゲルドの徵収形態と合致する。10 世紀以来イングランドでは家もしくは人間単位での課税が図られたが、グレゴリウスはフランスに対し同様の課税で献金を行うよう指示している¹⁰⁰。かつて同名の大伯父がイングランド王として同王国における徵収に責任を持っていたことを考えても¹⁰¹、クヌーズが、自らの意志あるいはグレゴリウスの指示でこのイングランドにおける徵税形態を範とした可能性は高い。

教皇およびデンマーク双方の社会状況も、グレゴリウスがデンマークに対し献金の要求を行うだけの条件が整っていたことを示唆している。ハインリヒとの対立の激化、そして彼の南征に伴う教皇領の喪失は、1080 年代の教皇庁に深刻な財政危機をもたらすこととなつた¹⁰²。遠隔地の王に対して執拗な献金の要求が繰り返されたのはそうした時にあたる。他方、クヌーズの側でも、献金に応ずるのに十分な利点があったと言つて良い。12 世紀末の *liber censuum* 中で献金の徵収を委任されていたのはルンド大司教であるが¹⁰³、この記述は必ずしも 11 世紀に適用できるわけではない。教皇特使の機能分化が不十分であったクヌーズ治世期、献金の徵収主体は必ずしも聖職者に限られていたわけではなかった¹⁰⁴。教皇書簡で提示された広範囲にわたる王の裁量権を念頭に置くならば、むしろ王に献金徵収が委任されたと考えるのが合理的であろう。その際、支払いより遙かに多額の金が王国より徵収され、徵収人の懷に入るのが常であった¹⁰⁵。

上記論証から、従来イングランド遠征等との関わりで解釈されてきたネーフゲルドを、デンマークにおける聖ペテロ献金の嚆矢として解釈する説には一定の説得力があるよう

に思われる。そしてクヌーズによる聖ペテロ献金の代行徵収にこそローマとデンマークを繋ぐミッシング・リンクの一端を見出すことが出来るのではないだろうか。

おわりに

「聖職者」が集団としての一体性を欠く11世紀後半のデンマークにおいて、デンマーク王クヌーズは司教を統治上の協力者と見なし、独占的な人的関係を構築した。

そして、彼によりなされた教会政策は、司教の影響力拡大等を通して他の世俗有力者層に対抗し、自らの勢力基盤を構築しようとする政治色の濃いものであった。その諸政策の背景に、グレゴリウスよりデンマーク王に示された広汎な権限を持つ王権像を見て取ることができる。直接証言史料を欠くローマとの関係に関しても、ザクセンの親グレゴリウス勢力との連携および聖ペテロ献金を通して把握することが可能である。

上記の検討の結果、旧来孤立的、一国史的に把握されてきたクヌーズの教会政策を、同時代の教会改革の流れと関わりを持つ、汎ヨーロッパ的文脈の中で語ることは妥当と判断される。教皇側が周縁に位置する王国の状況を念頭に置いた王権理念を提示する一方で、王たるクヌーズは自らに有用な新たな統治者像の源泉であるローマに対し、むしろ積極的に関わりを持とうとしていた。そこに、教会改革をめぐる争いを誘因の一つとして、当時形をとりつつあったローマを頂点とする「キリスト教世界」秩序に対する、デンマーク王としてのクヌーズ側の意識を読み取ることができよう。

《註釈》

¹ Christensen, A. E., "Denmark between the Viking Age and the Time of the Valdemars: An Essay at New Syntheses," *Mediaeval Scandinavia* 1 (1968), pp.36f.

² 本寄進状をめぐる近年の研究水準を知る為には、以下の論文集を参照。Skansjö, S. och H. Sundström (red.), *Gåvobrevet 1085: Föredrag och diskussioner vid Symposium kring Knut den heliges gåvobrev 1085 och den tidiga medeltidens nordiska samhälle*. (Lund, 1988).

³ 「オーデンセ史料群」とは、墓碑に刻まれた『オーデンセ銘板 *Tabula Othiensis*』、『聖王にして殉教者たるクヌーズの受難 *Passio sancti Kanuti Regis et martiris*』[以下『受難』と略]、イングランド人修道士エイルノースによる『スヴェン大王とその息子たちの事績、及び聖王にして殉教者たるクヌーズの受難 *Gesta Swenomagni regis et filiorum eius et passio glorioissimi Canuti regis et martyris*』[以下エイルノース *Ælnoth* と略]等から構成されるクヌーズ聖人伝の総称。全て Gertz, M. Cl. (cra.), *Vita Sanctorum Danorum*. (København, 1908-1912) [以下、*VSD* と略]に収録されている。

⁴ Gelting, M. H., "Danmark: en del af Europa," in P. Ingesman et al. (red.), *Middelalderens Danmark: Kultur og samfund fra trosskifte til reformation*. (København, 1999), s.334-336.

⁵ Paludan, H., "Conceptions of Danish Society during the High Middle Ages," *Scandinavian Journal of History* 4 (1979), pp.269-285.

⁶ 教皇庁と教会改革が西欧キリスト教世界成立に果たした役割に関しては、Bartlett, R., *The Making of Europe: Conquest, colonization and cultural change 900-1350*. (Harmondsworth, 1993), pp.243-250.; Schieffer, R., "Gregor VII. und Könige Europas," *Studi Gregoriani* 13 (1989), S.189-191, 210f.

⁷ Koch, H., *Danmarks kirke i den begynnende højmiddelalder*, i (København, 1936), s.55f. [以下 Koch, *Danmarks kirke* と略]; Id., *Kongemagt og kirke 1060-1241 (Danmarks historie 3)*. (København, 1963, 2¹⁹⁷⁶), s.76-81.

⁸ Seegrün, W., *Das Papsttum und Skandinavien bis zur Vollendung der nordischen Kirchenorganisation*.

- (Neumünster, 1967), S.98-100.
- ⁹ Hoffmann, E., "Knut der Heilige und die Wende der dänischen Geschichte im 11. Jahrhundert," *Historische Zeitschrift* 218 (1974), S.529-570. [以下 Hoffmann, "Knut"と略]。
- ¹⁰ Christensen, A. E., "Tiden 1042-1241," in Id., H. P. Clausen., S. Ellehøj, og S. Mørch (red.), *Tiden indtil 1340 (Gyldendal Danmarks historie 1)*. (København, 1977), s.244f. [以下 Christensen, "Tiden"と略]。
- ¹¹ 牧野正憲「<研究ノート>ルンド大司教座の成立」『北欧史研究』3 (1984), 35 頁。
- ¹² Weibull, L., "Nekrologierna från Lund, Roskildekrönikan och Saxo," *Scandia* 1 (1928), s.85-95, 106-112. なお、弟 Curt の著作は、サクソ・グラマティクスをはじめとする 11・12 世紀デンマーク史の諸史料に史料批判を導入したエポック・メーキング的性格を持つものだが、筆者未見。Weibull, C., *Saxo: Kritiska undersökningar i Danmarks historia från Sven Estridsens död till Knud VI.* (Lund, 1915).
- ¹³ Breengaard, C., *Muren om Israels hus: Regnum og sacerdotium i Danmark 1050-1170*. (København, 1982).
- ¹⁴ Gelting, M. H., "Det komparative Perspektiv i dansk højmiddelalderforskning," *Historisk Tidsskrift (D)* 99 (1999), s.147-149.; Id., "Military Organization, Social Power and State Formation in Denmark, 11th-13th Century," in A. N. Jørgensen and B. L. Clausen (eds.), *Military Aspects of Scandinavian Society in a European Perspective, AD 1-1300*. (København, 1997), pp.48f, 52.
- ¹⁵ *Magistri Adam Bremensis gesta Hammaburgensis ecclesiae pontificum*, IV-7, in W. Trillmich und R. Buchner (Hrg.), *Quellen des 9. und 11. Jahrhunderte zur Geschichte der hamburgischen Kirche und Reichs*. (Darmstadt, 1961, ⁵1978), S.442. [以下 Adam n. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.n.)と略]。
- ¹⁶ Lund, N., og K. Hørby, *Samfundet i vikingtid og middelalder 800-1500*. (København, 1980), s.145.
- ¹⁷ *Diplomatarium Danicum*, 1-2: *Regester 1053-1169*, udgivet af L. Weibull og N. Skyum-Nielsen (København, 1975), Nr. 17, s.37. [以下 DD1-2, Nr.n., s.n.と略]。
- ¹⁸ DD 1-2, Nr. 20, s.42f.
- ¹⁹ Flint, V. I. J., *The Rise of Magic in Early Medieval Europe*. (Princeton, 1991), pp.108-116.
- ²⁰ 一例として、Warmind, M., "Religionsmøde og trosskifte," in N. Lund (red.), *Norden og Europa i vikingtid og tidlig middelalder*. (København, 1993, ²1994), s.175f.
- ²¹ Sawyer, P., "Dioceses and Parishes in Twelfth-century Scandinavia," in B. Crawford (ed.), *St Magnus Cathedral and Orkney's Twelfth-century Renaissance*. (Aberdeen, 1988), pp.36f.
- ²² Adam III-25 (24). (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.358.)
- ²³ Abrams, L., "Eleventh-century Mission and the early Stages of Ecclesiastical Organization in Scandinavia," *Anglo-Norman Studies* 17 (1995), p.38; Nyberg, T., *Monasticism in North-Western Europe. 800-1200*. (Aldershot, 2000), pp.95-98, 104-109. [以下 Nyberg, *Monasticism* と略]。
- ²⁴ Adam III-74, IV-31 (30). (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.424, 476.)
- ²⁵ Helle, K., "The Organization of the Twelfth-Century Norwegian Church," in Crawford (ed.), *op. cit.*, pp.51f.
- ²⁶ 首領が積極的に改宗に関わったケースとして、アイスランドに関する例を挙げておく。Cf. Sigurðsson, J. V., *Chieftains and Power in the Icelandic Commonwealth*. (Odense, 1999), pp.187f.
- ²⁷ イングランド王位の喪失により、同地での側近たる聖職者がデンマークに転用される状況から変化が生じたと考えられる。「北海帝国」期における、イングランド人聖職者のデンマーク司教座への登用に関しては、以下の文献を参照。Lund, N., "Cnut's Danish Empire," in A. Rumble (ed.), *The Reign of Cnut : King of England, Denmark and Norway*. (Leicester, 1994), pp.41f.
- ²⁸ Adam III-78. [Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.432.]; Kluger, H., "Bischof und König in Dänemark um das Jahr 1100," in F. -R. Erkens (Hrg.), *Die früh- und hochmittelalterliche Bischoferhebung im europäischen Vergleich*. (Köln/Wien, 1998), S.329-331. (以下 Kluger, "Bischof"と略)。
- ²⁹ Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.152f.
- ³⁰ Janson, H., *Templum Nobilissimum: Adam av Bremen, Uppsala templet och konfliktlinjerna i Europa kring år 1075*. (Göteborg, 1998), s.42-47.
- ³¹ 少なくとも 1070 年代までのロスキレは王権勢力の中心都市であった。そのため、同司教座は王権により、人的・物質的双方の次元においてルンドと同等以上に遇されていたと推測されている。Adam IV-5. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.440.); Skovgaard-Petersen, I., "Lund og Roskilde," in Skansjö och Sundström, *op. cit.*, s.80-85.
- ³² Adam IV-8 (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.440.)
- ³³ Adam, *loc.cit.*
- ³⁴ パーダーボルン司教イマドの書簡中で言及 (DD 1-2, Nr. 14, s.30f.)。
- ³⁵ Olrik, J., og H. Ræder (cra.), *Saxonis gesta Danorum*, i (København, 1931), XI-2-1, p.304.

(<http://www.kb.dk/elib/lit/dan/saxo/lat/or.dsr/> よりテキスト本文取得)[以下 Saxo n. (*Olrik og Ræder, op. cit.*, p.n.)と略] なお、英訳・注釈を行った Christiansen は、アダムにおけるアダルベルトの叙階記事とサクソの反ドイツ的傾向を理由として、同箇所の史料としての信頼性を疑問視する。Christiansen, E. (ed. and trans.), *Danorum Regum Heroumque Historia Books X-XVI*, i: *Books X, XI, XII and XIII*. (Oxford, 1980), pp.52f, no. 3, p.221. しかし、彼がドイツ出自の根拠としている *de suis clericis* という表現は、実際に言及された司教候補を見る限り、大司教による叙階以上の意味を持つものではない[Adam IV-3. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.438.)]。そのため、サクソの記述と整合性を認めることは可能と判断した。

³⁶ Saxo XI-7-7. (*Olrik og Ræder, op. cit.*, p.310.)

³⁷ Kluger, "Bischof", S.331. クヌーズとその父スヴェンの治世におけるカペラーヌスの存在は、以下の史料で言及。 *Chronicon Roskildense IX*. in Gertz, M. Cl. (udg.), *Scriptores minores historiae Danicae medii aevi*[以下 SMHD と略], i (København, 1917-1920), p.23.; Ælnoth IX. (VSD, p.95.)

³⁸ Reuter, T., "The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers: A Reconsideration," *Journal of Ecclesiastical History* 33 (1982), pp.366-369.

³⁹ *Ibid.*, pp.353-355.

⁴⁰ この主張では、大司教と深い関わりを持ったエギノの処理が問題となるが、彼については宣教活動に対する後援という形で王との関係を認めることができる。また、彼は元来スコーネ第2の司教座ダルビューの司教であり、教会組織再編により前任者ヘンリクスが死去したルンドと同司教座が統合された結果として在任者の横滑り的人事がなされたとも考えられる。エギノと司教座統合の経緯に関しては、Adam III-54, IV-8. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.398, 446.)

⁴¹ Ælnoth XIX. (VSD, p.105.)

⁴² ASC E a. 1070. [Plummer, C. (ed.), *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, i (London, 1892), p.205.]; Ordelio Vitalis, *Historia ecclesiastica IV*. [Chibnall, M. (ed. and trans.), *The Ecclesiastical History of Ordelio Vitalis*, ii (Oxford, 1968), p.224.]。『アングロニサクソン年代記 E 写本』は司教の名を「デーン人の司教クリスチャン」と明言している一方、オルデリック=ヴィタリスは、素性は定かでないものの、2人の司教のスヴェン軍帷幕への参加を伝えている。また、アダムに従えば、クリスチヤンは大司教アダルベルトにより叙階された人物の1人である[Adam IV-2. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.438.)]。

⁴³ *Chronicon Roskildense XV*. (SMHD, i, p.29.)

⁴⁴ Adam IV-3. (Trillmich und Buchner, *op. cit.*, S.438.) 彼をめぐる最新の議論は、Nyberg, *Monasticism*, pp.53f. なお、ここでは *pirata* に対し「海賊」の訳語を使用したが、彼の叙階を行ったのは大司教アダルベルトその人であり、特に出自として問題となる性質のものではない。

⁴⁵ 盛期中世の法典中に見られる「海軍役」レディングの11世紀における存在と具体的な内容に関しては、研究者の間でも意見が分かれている。同制度の存在を主張する代表的な論は、Malmros, R., "Leding og skjaldekvad," *Aarbøger for nordisk Oldkyndighed og Historie* 1985 (1985), s.89-139.; 否定論者として、Lund, N., *Lið, Leding og Landværn*. (Roskilde, 1996). [以下 Lund, Lið と略]。

⁴⁶ Saxo XI-5-3. (*Olrik og Ræder, op. cit.*, p.307.) ; Saxo XII-4-1. (*Olrik og Ræder, op. cit.*, p.334.)

⁴⁷ DD 1-2, Nr. 17, s.35.

⁴⁸ DD 1-2, Nr. 17, s.36.; Cowdrey, H. E J., *Pope Gregory VII, 1073-85*. (Oxford, 1998), pp.614f. [以下 Cowdrey, Pope と略]; Englberger, J., *Gregor VII. und die Investiturefrage: Quellenkritische Studien zum angeblichen Investiturreverbot von 1075*. (Köln/Wien/Weimar, 1996), S.262f. ただし、北欧諸国の王宛の書簡から読み取れる範囲においては、あくまでも教会の保護が主眼である。Cowdrey が王位継承原則に関して主張するような、それ以上の現状の改変及び特定の王との関係の重視は受け入れ難い。DD 1-2, Nr. 17, s.42.; Casper, E. (Hrg.), *Das Register Gregors VII. (MGH epistolae selectae 2-1, 2)*, 2 Bd. (Berlin, 1920-1923), IX-14, pp.592f. [以下 Reg. Greg. n. p.n. と略]; Cowdrey, Pope, pp.619f.; Id., "The Gregorian Reform in the Anglo-Saxon Lands and in Scandinavia," *Studi Gregoriani* 13 (1989), p.333, 347.

⁴⁹ DD 1-2, Nr. 19, s.40.

⁵⁰ デンマークに対しては、DD 1-2, Nr.17, s.37.; DD 1-2, Nr. 19, s.40ff. ノルウェー、スウェーデンの王に対してはそれぞれ以下の箇所で言及。DD 1-2, Nr.18, s.38ff.; Reg. Greg. IX-14, p.594.

⁵¹ 文書 *documenta* についての言及、及びその解釈に関しては、それぞれ DD 1-2, Nr. 19, s.40.; Koch, *Danmarks kirke*, s.55. なお、この送付はハーラル自身の要請によるという点も興味深い。

- ⁵² *DD* 1-2, Nr. 18, s.38.
- ⁵³ *DD* 1-2, Nr. 20, s.43.
- ⁵⁴ 現在のスウェーデンに相当する地域の住人のうち、デンマーク王の支配領域と直接境を接するイエート人とバルト海沿岸部の改宗は順当に進展を見ており、加えて、力関係的にはデンマーク優位の状況が存続していた。Adam IV-8. (*Trillmich und Buchner, op.cit.*, S.446.); Sawyer, P., *The Making of Sweden*. (Alingsås, 1989), pp.35-39.
- ⁵⁵ Damgaard-Sørensen, T., "Danes and Wends: A study of the Danish attitude towards the Wends," in N. Lund and I. N. Wood (eds.), *People and Places in Northern Europe 500-1600*. (Woodbridge, 1991), pp.177-186.; Jensen, K. V., "The Blue Baltic Border of Denmark in the High Middle Ages," in D. Abulafia and N. Berend (eds.), *Medieval Frontiers: Concepts and practices*. (Aldershot, 2002), pp.184-191.
- ⁵⁶ 教皇の要求における地域差の存在に関しては、Cowdrey, *Pope*, pp.423-425.
- ⁵⁷ *DD* 1-2, Nr. 20, s.40ff. なお、10分の1税に関しては、スウェーデンの兄弟王イングとハルスタン宛の書簡において言及 (*Reg. Greg. IX-14*, p.593.).
- ⁵⁸ *DD* 1-2, Nr. 17, s.36.; *DD* 1-2, Nr. 18, s.39.; *DD* 1-2, Nr. 20, s.42f.
- ⁵⁹ Breengaard, *op. cit.*, s.113.
- ⁶⁰ Schieffer, *op. cit.*, S.200.
- ⁶¹ *Passio III-V (VSD*, pp.64-67.) 聖人伝というジャンル故の類型化、主人公たるクヌーズの潔白の強調といった形でのバイアスの存在は先行研究で再三指摘されている。しかし、聖性主張の根拠としての教会政策の描写は利用が推定されるアングロ=サクソン期聖人伝中で重視されることはなく、直接的な先行テクストであるノルウェーの聖オーラヴの事例と比較しても際立っている。そこから、クヌーズの教会政策の具体性を指摘することができよう。Hoffmann, E., *Die heiligen Könige bei den Angelsachsen und den skandinavischen Völkern*. (Neumünster, 1975), S.101-128.; Rollason, D. W., "The Cults of Murdered Royal Saints in Anglo-Saxon England," *Anglo-Saxon England* 11 (1982), p.13.
- ⁶² Breengaard, *op.cit.*, s.133-136.
- ⁶³ *Passio IV. (VSD*, p.66.)
- ⁶⁴ Breengaard, *op. cit.*, s.134. なお、先年 12 世紀デンマーク政治史に関するプロソポグラフィッシュな研究を刊行した Hermanson は、階層的統治機構の不在と 3 者間の複雑な人的関係を理由に、王権・教会・世俗有力者という 3 分法適用の有効性に異議を唱えている (Hermanson, L., *Släkt, vänner och makt: En studie av elitens politiska kultur i 1100-tallets Danmark*. (Göteborg, 2000), s.17-22, 165-168.). しかし本論文一章の検討より、11 世紀に関して彼の主張を鵜呑みにすることはできない。
- ⁶⁵ *Passio IV. (VSD*, p.66.)
- ⁶⁶ Skyum-Nielsen, *Kvinde og slave*. (København, 1971), s.36. 王の側近たる従士集団 *hirð* も、かなりの割合が外国人で占められていた。クヌーズとともに最期を迎えたと *Tabula Othiensis* に記される 17 人の従士中、Riis によれば 4 人がドイツ、2 人がフランドルの出身者である。*Tabula Othiensis (VSD*, pp.61f.); Riis, T., *Les institutions politiques centrales du Danemark 1100-1132*. (Odense, 1977), p.232.
- ⁶⁷ *DD* 1-2, Nr. 21, s.49ff.
- ⁶⁸ *DD* 1-2, Nr. 21, s.51.
- ⁶⁹ Fenger, O., *Kirker rejses alle vegne. (Gyldendal og Politikens Danmarkshistorie 4)*. (København, 1989), s.83f, 90.
- ⁷⁰ Koziol, G. G., "Monk, Feuds, and the making of Peace in Eleventh-century Flanders," *Historical Reflections* 14 (1987), pp.531f.; Nicholas, D., *Medieval Flanders*. (London/ New York, 1992), pp.56-61. また、Christensen 主張のイングランド起源説は史料上の裏付けを欠く。Christensen, "Tiden," s.250.
- ⁷¹ Cowdrey, H. E. J., "The Peace and the Truce of God in the Eleventh Century," *Past and Present* 46 (1970), pp.54-58.
- ⁷² *DD* 1-2, Nr.17, s.37. 「我を介し王その人が統べる *Per me rex iste regnat*」
- ⁷³ 教会への寄進地中、エイブが「譲った」土地は約 100ha 相当である。加えて、王権が土地を手許に留保した可能性が存在するので、実質的には 100ha 以上の土地を、王権は直接そして教会を通じ間接的にその影響下に置くこととなつた。Lund, *Lið*, s.151.; Fenger, *op. cit.*, s.81f.
- ⁷⁴ Skyum-Nielsen, *op. cit.*, s.10.; Hoffmann, "Knut", S.545, 560-563.
- ⁷⁵ Johaneck, P., "Die Erzbischöfe Hamburg-Bremen und ihre Kirche im Reich der Salierzeit," in S. Weinfurter (Hrg.), *Die Salier und das Reich*, ii (Sigmaringen, 1991), S.79-91.
- ⁷⁶ Bruno von Merseburg, *Saxonicum bellum: Brunos Buch von Sachsenkrieg*. (MGH deutsches Mittelalter 2). (Leipzig, 1937, Nachdruck Stuttgart, 1980), S.25f, 38.

- ⁷⁷ 1042年、スリースヴィでの会談で、マグヌスの妹ウルフヒルドと、ビッルング家のオルドウルフとの間の婚姻の約が取り交わされた。Adam II-79 (75). (*Trillmich und Buchner, op. cit.*, S.320.)
- ⁷⁸ Adam III-8, 60 (59). (*Trillmich und Buchner, op. cit.*, S. 334, 408.)
- ⁷⁹ Claude, D., *Geschichte des Erzbistums Magdeburg bis in das 12. Jahrhundert*, i (Köln/Wien, 1972), S.349-353.
- ⁸⁰ *Hungrvaka* IV. [Jonsson, G. (utg.), *Biskupa sögur*, i (Reykjavík, 1953), p.10.]; Seegrün, *op. cit.*, S.99. ただし、Claudeは叙階の特例としての可能性を指摘して態度を留保している。Claude, *op. cit.*, S.353.
- ⁸¹ *Annales Magdeburgenses a 1085* [MGH SS 16 (1859), p.178.]; Ælnoth XIII. (*VSD*, pp.99f.)
- ⁸² Adam Schol. 85 (86). (*Trillmich und Buchner, op. cit.*, S. 396.); *Ólavs Saga Kyrra* VIII. [Aðarbjarnarson, B. (rit.), *Heimskringla*, iii (*Íslensk Fornrit* 28). (Reykjavík, 1951), s.208.]
- ⁸³ Adam, III-23 (22). (*Trillmich und Buchner, op. cit.*, S.356.). Althoffによれば、ビッルング家ゆかりの人物が名を連ねるリューネブルクのネクロロギウムには、マグヌス、ウルフヒルド、そして同時代人のデン人のdux ハーラルの名前を確認することができる一方で、スヴェンと彼の後継者の名前は確認できない。Althoff, G., *Adels- und Königsfamilien im Spiegel ihrer Memorialüberlieferung: Studien zum Totengedenken der Billunger und Ottonen.* (München, 1984), Kommentare, S.371, 385f.
- ⁸⁴ Adam III-8, 60 (59). (*Trillmich und Buchner, op. cit.*, S. 334, 408.)
- ⁸⁵ Robinson, I. S., *Henry IV of Germany 1056-1106.* (Cambridge, 1999), pp.254-256. ザクセンの世俗諸侯と教皇権との協調、及び目的的相違に関しては、以下の文献を参照。Leyser, K., “*Gregory VII and the Saxons*,” in Id., *Communications and Power in Medieval Europe: The Gregorian Revolution and Beyond.* (London/ Rio Grande, 1994), pp.69-75.
- ⁸⁶ DD 1-2, Nr. 12, s.26.; Robinson, I. S., “*Periculus homo: Pope Gregory VII and episcopal authority*,” *Viator* 10 (1978), pp.103-131.
- ⁸⁷ Janson, *op. cit.*, s.56-59.
- ⁸⁸ *Chronicon Roskildense* X. (SMHD, i, pp.23f.) 同語は古ノルド語の「鼻」næse+「税」geldiで、広義にはラテン語のcapitatioと同義の人頭税として解される。Kulturhistoriskt leksikon för nordisk medeltid, xii (Malmö, 1967), col. 279, s. v. Nefgeldi.
- ⁸⁹ *Ynglinga Saga* VIII. [Aðarbjarnarson, B. (rit.), *Heimskringla*, i (*Íslensk Fornrit* 26). (Reykjavík, 1941), s.21.]. なお、レディングの詳細に関しては注45を参照。
- ⁹⁰ Krag, C., “*Norge som odel i Harald Hårfagres ætt*,” *Historisk Tidsskrift (N)* 68 (1989), s.299f.; Lund, N., “*Danish Military Organization*,” in J. Cooper (ed.), *The Battle of Maldon: Fiction and fact.* (London, 1993), pp.115f.
- ⁹¹ DD 1-2, Nr. 21. s.51.; Lund, N., “*Leding, bønder og inerti*,” *Historisk Tidsskrift (D)* 99 (1999), s.203-205. ; Id., “*Expedicio in Denmark*,” in R. P. Abels and B. S. Bachrach (eds.), *The Normans and their Adversaries at War: Essays in Memory of C. Warren Hollister.* (Woodbridge, 2001), p.159. 彼は上記の規定を王権が有力者の軍事リソースをコントロールしようとした理念の表れと解し、統治形態の差を超えた要求の普遍的性格を主張している。
- ⁹² Hørby, K., “*Den samfundsmæssige baggrund for Knut den heiliges gavebrev*,” in Skansjø och Sundström, *op. cit.*, s.56.
- ⁹³ Sawyer, B., P. Sawyer, and I. N .Wood (eds.), *The Christianization of Scandinavia.* (Arlingsås, 1987), pp.11-15.
- ⁹⁴ *Passio* IV, VI. (*VSD*, pp.65f, 95.)
- ⁹⁵ 教会政策に関しては、Ælnoth XIV. (*VSD*, p.101.). 一方、反乱については、Ælnoth XVI. (*VSD*, p.102.)
- ⁹⁶ DD 1-2, Nr. 30, s.67.; Duchesne, L., et P. Fabre (éd.), *Le liber censuum de l'eglise romaine*, i (Paris, 1889), p.227.
- ⁹⁷ DD 1-2, Nr. 7, s.15.; DD 1-2, Nr. 11, s.23.
- ⁹⁸ Seegrün, *op. cit.*, S.100-106.; DD 1-2, Nr. 29, s.66.
- ⁹⁹ 下記の2人の研究者は、教皇特使の活動を背景に、対立教皇の権威下にあった時代でさえ献金が徴収可能であったと主張している。Ziese, J., *Wibert von Ravenna: Der Gegenpapst Clemens III. (1084-1100).* (Stuttgart, 1982), S.148-150.; Nyberg, T., “*König Knut der Heilige, Teuzo und der Peterspfennig aus Dänemark*,” *Archivum Historiae Pontificiae* 23 (1985), S.362-364.
- ¹⁰⁰ Maschke, E., *Der Peterspfennig in Polen und Dem Deutschen Osten.* (Sigmaringen, 1933, 2¹⁹⁷⁹), S.33, 36.

- ¹⁰¹ Cnut: *Insc.* 1027, in F. Liebermann (Hrg.), *Die Gesetze der Angelsachsen*, i (Halle, 1903), S.277.
- ¹⁰² Robinson, I. S., *The Papacy 1073-1098: Continuity and Innovation*. (Cambridge, 1990), pp.244f. 傭兵の調達を筆頭とした戦費の増大と収入源の損失に対処すべく、グレゴリウスはローマ教会の財産を担保に入れることすら目論んだが、枢機卿団の反対でこれは日の目を見ずに終わっている。
- ¹⁰³ Duschesne et Fable, *loc. cit.*
- ¹⁰⁴ 同時期のイングランドでは、1061年には有力者家系、ゴドウィン家の一員たるトスティイ、また、コンクエスト後のノルマン朝初期においてはウィリアム征服王自身がその責を担っている。Barlow, F., *The English Church 1000-1066: A constitutional history*. (London, 1963), p.297.
- ¹⁰⁵ Lunt, W. E., *Papal Revenues in the Middle Ages*. (New York, 1934), p.68.